



2021年5月25日

各 位

会社名 日本ライフライン株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木啓介
(コード番号 7575)
問合せ先 常務取締役管理本部長 山田健二
(TEL. 03-6711-5200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行するため、2021年6月25日開催予定の第41回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2021年5月7日開催の取締役会において、同定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること及び移行後の役員人事について決議しており、同日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示を行っております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 業務執行に対する監査及び監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、経営の透明性及び客観性を高めることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、現行定款第28条の一部の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日 2021年6月25日(予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(機 関)</u>
	第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	1. 取締役会
	2. 監査等委員会
	3. 会計監査人
第 4 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第 5 条～第 11 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 12 条～第 17 条 (条文省略)	第 13 条～第 18 条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<u>(取締役会の設置)</u>	(削 除)
第 18 条 <u>当社は、取締役会を置くものとする。</u>	
(員 数)	(員 数)
第 19 条 当社の取締役は、15名以内とする。	第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、15名以内とする。
(新 設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 20 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
②～③ (条文省略)	②～③ (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後2年	第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるも</u>

以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

(新 設)

第 22 条～第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 (条文省略)

(新 設)

第 26 条 (条文省略)

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から

のを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条～第 23 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 (現行どおり)

(取締役への委任)

第 26 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から

受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任限定契約）

第 28 条（新設）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第 29 条 当社は、監査役および監査役会を置くものとする。

（員数）

第 30 条 当社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役

受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

<p><u>の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u> <u>第 37 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の</u></p>

(新 設)

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当社は、会計監査人を置くものとする。

第 39 条～第 40 条 (条文省略)

(報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 42 条～第 45 条 (条文省略)

(新 設)

必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(削 除)

第 33 条～第 34 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 36 条～第 39 条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第41回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。